

## 神奈川県第三者管理協議会設置要綱の一部変更について

下線：変更箇所

変更案	現行
<p style="text-align: center;">神奈川県第三者管理協議会設置要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月 28 日 神奈川県第三者管理協議会 構成員申合せ</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 28 年 7 月 27 日一部変更</u></p> <p>第 1 設置</p> <p>1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 16 条の 3 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、東京圏国家戦略特別区域会議（以下単に「国家戦略特別区域会議」という。）の下に、関係自治体、内閣府地方創生推進 <u>事務局</u>、東京入国管理局横浜支局、神奈川労働局及び関東経済産業局により構成する神奈川県第三者管理協議会（以下単に「第三者管理協議会」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第三者管理協議会の事務局は、内閣府地方創生推進 <u>事務局</u> の助言の下、関係自治体が務めるものとする。</p> <p>第 2 役割 （略）</p> <p>第 3 特定機関の基準適合性についての確認</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項の規定により行う特定機関の基準に適合しているか否かの判断は、第三者管理協議会の構成員が、それぞれ、特定機関の基準のうちその所掌に係るものについて確認を行い、各構成員がその結果を内閣府地方創生推進 <u>事務局</u> に集約して行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">神奈川県第三者管理協議会設置要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月 28 日 神奈川県第三者管理協議会 構成員申合せ</p> <p>第 1 設置</p> <p>1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 16 条の 3 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、東京圏国家戦略特別区域会議（以下単に「国家戦略特別区域会議」という。）の下に、関係自治体、内閣府地方創生推進 <u>室</u>、東京入国管理局横浜支局、神奈川労働局及び関東経済産業局により構成する神奈川県第三者管理協議会（以下単に「第三者管理協議会」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第三者管理協議会の事務局は、内閣府地方創生推進 <u>室</u> の助言の下、関係自治体が務めるものとする。</p> <p>第 2 役割 （略）</p> <p>第 3 特定機関の基準適合性についての確認</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項の規定により行う特定機関の基準に適合しているか否かの判断は、第三者管理協議会の構成員が、それぞれ、特定機関の基準のうちその所掌に係るものについて確認を行い、各構成員がその結果を内閣府地方創生推進 <u>室</u> に集約して行うものとする。</p> <p>3 （略）</p>

<p>3 (略)</p> <p>第4 特定機関からの報告の受領及び聴取 (略)</p> <p>第5 特定機関の監査 (略)</p> <p>第6 外国人家事支援人材の保護 (略)</p> <p>第7 外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置 (略)</p> <p>第8 特定機関からの申請及び報告 (略)</p>	<p>第4 特定機関からの報告の受領及び聴取 (略)</p> <p>第5 特定機関の監査 (略)</p> <p>第6 外国人家事支援人材の保護 (略)</p> <p>第7 外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置 (略)</p> <p>第8 特定機関からの申請及び報告 (略)</p>
---	--